

基本目標4 教育・文化のまち

1 学校教育の充実

施策の方針

「かがやく明日への人づくり」を基本理念とし、「生きる力」を育み、創意と自主性に富んだ人間性豊かな市民を育成するため、「学力向上」と「人権教育を基盤とした生徒指導」を両輪として、15か年の保育・教育で「学力・気力・体力」を十分に備え、自らの進路を自らの力できり拓く児童生徒の育成を図ります。

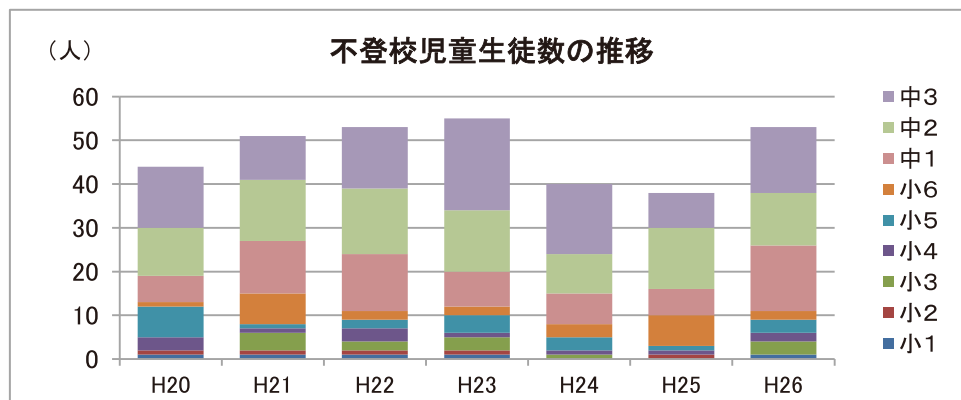
現状と課題

市内小中学校の状況は、学力面では、小学生が基礎的知識は概ね身につけているものの、知識の活用が課題であり、中学生では基礎的知識、活用する力ともに改善傾向にあるものの全国水準を下回り、体力面では、中学生女子が全国水準を下回っており、これらの向上に向けた取り組みが必要となっています。

いじめ等問題行動や不登校、児童虐待については、中学校区をブロックとして、減少に向けて取り組んでいますが、引き続き、関係機関との協力による取り組みが必要です。

また、子どもたちが地元農産物や地域の食文化への理解を深めるために、本格的な中学校給食の実施により、小学校からのスムーズな連携が図れるよう、各学校における「食に関する指導の全体計画」の見直しが必要です。

学校教育施設については、南海トラフ地震への対応のための防災機能の強化が喫緊の課題となっています。あわせて、少子化社会の進行、市中心地域への人口集中と周辺地域の人口減少による小中学校教育施設の整備、また老朽化への対応など、教育関連施設の整備について、大規模改修を含めて検討していく必要があります。



主要施策

(1) 学校教育・幼児教育の充実

- 保幼小中の15か年を見通した系統的・継続的な各カリキュラムの実施を充実し、保育・教育の充実に努めます。
- 学校施設の防災機能の強化を図るとともに、老朽化施設の維持管理及び改修について、中長期的な計画を策定し、教育環境向上のための質的整備を実施します。



ICTを活用した授業風景

(2) 食育の推進と充実

- 学校給食における地元食材の利用を促進し、地域の食文化への理解を深めます。
- 中学校給食の実施により、これまで取り組んできた小学校での食育を中学校にもつなぎ、発達段階に応じた食育の推進を図ります。

(3) 開かれた学校づくりの推進

- 地域の教育力の向上、学校経営への地域・保護者・児童生徒の参画など、地域や保護者と一体となった教育の充実に努めます。

(4) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進

- 各校における安全に関する校内体制を整備するとともに、学校・警察連絡制度を活用した児童生徒の健全な育成、インターネット上のトラブル等の被害から児童生徒を守る防犯対策に努めます。
- 地域ぐるみで、事故や犯罪から児童生徒を守る環境づくりに努めます。

(5) 児童生徒の健全育成

- いじめや不登校、問題行動等の防止及び早期発見に努めるとともに、学校と関係機関との連携による児童虐待の未然防止に努めます。
- 障害のある者と障害のない者が、ともに教育を受けるインクルーシブ教育システム*の構築に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
学校給食の地元食材利用率	%	18.0	25.0	食材数ベース (小学校)

2 地域教育の充実と青少年健全育成の推進

施策の方針

青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を密にして、青少年の地域活動の充実に努めるとともに、青少年に対する社会教育の充実を推進します。

現状と課題

昨今の重大な少年犯罪や児童虐待、いじめ問題やインターネット・スマートフォンの普及等によるトラブル、不審者情報など、子どもを取り巻く環境には極めて厳しいものがあります。

本市では、補導件数は年々減少していますが、一部にはまだまだ問題行動を起こす子どもがおり、非行・問題行動が密室化しているという特徴もあります。

また、不審者情報も依然として多く、子どもたちの安全見守りを継続して行う必要があります。

青少年が、非行に走らず健やかに育っていくためには、家庭・学校・行政・地域・関係団体など、青少年と関わりのあるすべての人と組織が、それぞれの役割を認識し、互いに連携・協力を図りながら、青少年の健全育成に取り組むことが重要です。



補導委員による登下校補導

主要施策

(1) 青少年の非行防止と健全育成・安全確保の推進

- 補導委員・学校・警察等と連携を図り、児童生徒の登下校時の補導や街頭補導などの補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めます。
- 広報誌「少年育成センターだより」を全戸へ配布するとともに、各種強調月間等では、関係団体と連携して啓発活動を行うなど、青少年の非行防止と健全育成に関する啓発を推進します。
- 青少年育成南国市民会議、南国市子ども会連合会などの団体を中心に諸活動を実施し、子どもたちの健全育成を推進します。
- 不審者情報に対し、青色回転灯装着車両での巡回や、警察・学校との連携により児童生徒の安全確保に努めます。

(2) 環境浄化活動の実施

- 駅の駐輪場の整理や公園の清掃など、関係機関と連携して環境浄化に努めます。

(3) 学校支援地域本部の設置

- 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるため、中学校区ごとに学校支援地域本部を設置し、学校と地域とを結ぶコーディネーターを配置して、子どもたちの育ちに関する様々な活動について、学校・家庭・地域の連携を推進し、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を図ります。



環境浄化活動

3 生涯学習の推進とスポーツ活動の充実

施策の方針

市民一人ひとりが、生涯にわたって自主的に学ぶことのできる環境づくりを行い、だれもが心豊かに生きがいのある充実した生活を送ることのできるまちづくりを進めます。

また、地域住民が最も身近な交流の場となる公民館で、生涯にわたって心豊かに学び続けることのできる社会を目指した活動を推進します。

図書館においては、多様な資料を収集するとともに、県立図書館等との連携により、多様な個人学習ニーズに対応し、さらなる市民サービスの充実に努めます。

さらに、市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会の実現のために、市民の主体的かつ継続的なスポーツ活動の充実を推進します。



南国市夏季ラジオ体操・みんなの体操会

現状と課題

人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲がより一層高まっているなか、市民一人ひとりが、主体的に学習できる機会を提供することが重要となっています。そして、その学習成果が、家庭や地域社会の中で生かされることが求められています。

市立図書館は、昭和54年に開館して以降、蔵書数、貸出冊数ともに増加し、発展しています。特に、平成18年に現在地に移転開館してからは、大幅な増加となっています。世界で類を見ないスピードで進む長寿社会において、高齢者が健康で生きがいを持ち、心豊かな人生を過ごすために、図書館機能の充実が課題となっています。また、学習指導要領では、小学校低学年から図書を活用した授業の展開が明示されており、読書活動の重要性はますます高まっています。

さらに、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割はますます増大しています。こうした中、スポーツの多面的な効用を生かすため、市民の生涯にわたるスポーツ活動を促進することが重要となっています。スポーツに対する市民の関心が高まるなか、暮らしの中に身近なスポーツを原点に、市民それぞれの目的に応じた自主的・継続的なスポーツ活動が求められています。

主要施策

(1) 多様な学習機会の提供と学習成果を生かす仕組みづくり

- 市民の学習ニーズの把握に努めるとともに、環境・福祉・教育等の現代的な課題や、芸術・文化など、様々な市民のニーズに即した効果的な講座を開催し、学習機会の拡充に努めます。
- 市民が、学習を通じて意識を高め、課題等に気づき、その成果を社会参画や地域貢献の活動につないでいくための仕組みづくりに努めます。

(2) 公民館の適切な維持管理

- 生涯学習や地域住民の交流の場で、最も身近なコミュニティ施設である公民館について、老朽施設の建て替え等も含めた適切な維持管理を行います。

(3) 図書館機能の充実と読書活動の推進

- 多様な個人学習のニーズに応えられるよう、図書館の資料収集に努めるとともに、県立図書館等との連携により、資料提供の充実を図るなど、暮らしに役立つよう、図書館機能の充実を図ります。
- 子どもの読書活動の推進に努めます。

(4) スポーツ活動の普及促進

- 市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会実現のために、各種関係団体やNPO法人などと連携・協働し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- 市民への情報提供の充実を図り、スポーツ活動の一層の普及に努めます。

(5) スポーツ団体・指導者の育成

- 南国市体育協会をはじめとするスポーツ団体等と連携を図りながら、スポーツ団体やスポーツクラブの育成・強化に取り組むとともに、指導者の育成・確保を進めます。

(6) スポーツ施設等の利便性の向上

- 市民が、継続的かつ気軽にスポーツに取り組めるよう、市民のニーズを的確に捉え、それぞれの施設の役割などを考慮しながら、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。また、市立のスポーツ施設等の予約等について、利用者の利便性の向上を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
文化講座参加者数(延べ人数)	人	491	540	1割増
図書館利用登録者数	人	10,546	11,600	1割増
図書館資料貸出点数	点	162,397	178,600	1割増

4 文化活動・文化財保護活動の充実

施策の方針

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、文化や文化財の保存が適切に行われるよう、保護活動の充実を目指し、普及・啓発を行い、さらなる発展を目指します。

現状と課題

芸術や文化は、まちの個性や特色を生み出す重要な要素であるとともに、まちづくりと密接に関わっており、文化的な環境が整備されなければ、地域の活性化につながりません。従って、文化や芸術活動の拠点となる施設の整備は大変重要となります。本市には、県立歴史民俗資料館、県立埋蔵文化財センターが立地し、貴重な歴史遺産の保存や研究が進められています。

また、本市には、国、県、市の指定を受けた文化財が数多く存在し、これまでに未発見の文化財を発見・発掘するとともに、既に指定を受けている文化財も含め、必要な調査を行い研究につなげていくことや、様々な文化財を保存し、活用していくことが重要です。

さらに、芸術、文化、歴史に対する教養を高めるとともに、意識づけを行うための施策については、学校教育と生涯学習施策に関連するため、さらなる連携の強化が必要となっています。



南国市美術展覧会



南国市立地区公民館文化祭

主要施策

(1) 市民の創作活動への支援

○美術展覧会や市民文化祭など、市民が創造性を発揮する活動の成果発表の機会を拡充し、活動を支援します。

(2) 文化財の保護・活用

○埋蔵文化財や史跡等の調査、指定の促進に努めるとともに、指定文化財の保護と保存調査の促進を図ります。

○指定した文化財への関心を高め、生涯学習や社会教育の教材として、また、観光資源として、多方面に活用できる広報や学習機会の強化に向けた取り組みを推進します。

(3) 歴史文化基本構想の策定

○文化財を総合的に把握するとともに、保存や活用の指針となり、開発の基本目安となる、基本構想の策定について検討します。

(4) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

○郷土史研究団体や文化財保護団体等の育成と指導者の養成を通じて、文化財の保護体制及び周知活動の充実を図るとともに、民俗芸能の保存・伝承のため、指導者・後継者の育成・確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
市民文化祭及び地域文化祭開催件数	件	8	10	活動成果発表機会の2割増



埋蔵文化財調査



郷土学講座

5 人権対策・男女共同参画の推進

施策の方針

「人権」とは、「全ての人々が命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を目指します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進を図ります。

現状と課題

現状においては、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、ハンセン病患者等に対する偏見や差別、あるいは同和問題など、様々な人権問題が存在しています。また、最近では、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も発生しています。

本市では、人権講座や人権パネル展の開催、市広報紙への「人権学習シリーズ」の記事掲載など、継続的に啓発活動に取り組んでいます。今後も、人権講座などに気軽に参加できる環境づくりに努め、より多くの人々の意識啓発に取り組んでいくことが求められています。

国においては、男女がともに輝く社会の実現のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）など法制度は徐々に充実してきました。

こうした中、本市においても、南国市男女共同参画推進条例を制定し、南国市男女共同参画推進計画を策定しています。

今後も、すべての市民が性別に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重され、発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

主要施策

(1) 人権教育・啓発の推進

○人権週間や「部落差別をなくする運動」旬間など、時期を捉えて広報や啓発活動の推進に努めます。また、人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生児童委員等と連携を図りながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(2) 男女共同参画社会の推進

○男女共同参画への意識・認識を深めるため、学校教育や生涯学習の場など、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

○企業における就業条件の向上や、子育て支援・在宅介護支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を推進し、企業や団体における女性の管理職・役員への登用などについての啓発を推進します。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントなどの暴力を「認めない・許さない」社会を形成するために、意識づくりの醸成に努めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
スマイリーハート人権講座 参加人数	人	237	260	1割増



男女共同参画推進出前教室



人権パネル展

6 友好都市との交流促進と多文化共生体制の充実

施策の方針

姉妹都市をはじめ、他の市町村との友好を深め、市民間の交流を促進します。

また、市内に在住する外国人が、地域と共生していくため、暮らしやすい環境の整備に努めます。

現状と課題

姉妹都市である宮城県岩沼市とは、教育・文化・スポーツ等、様々な面で市民レベルの交流を行っているばかりでなく、東日本大震災を教訓に、災害時相互応援協定を締結し、さらに強い友好関係を築いています。今後は、市民レベルでの交流を活性化し、互いの市への理解を深め、より良い友好関係をさらに構築していくことが大切です。

また、新たに災害時相互応援協定を締結した愛知県小牧市についても、友好関係をさらに深める必要があります。

多文化共生においては、国際化が進む社会の中で、文化や価値観の異なる外国人との交流の重要性がますます大きくなっています。市民による交流の促進を図るとともに、市民と外国人が相互理解を深め、互いの信頼関係のもとに共生していくことのできるまちづくりを推進することが必要です。



高知大学農学部留学生懇親会

主要施策

(1) 姉妹都市・友好都市との交流と連携の推進

○姉妹都市・宮城県岩沼市との交流を深めるとともに、南国市姉妹都市親善協会を中心として行われる市民レベルの交流を支援し、さらに友好関係を推進します。また、両市の間で締結している災害時相互応援協定に基づき、非常時の支援体制の充実を図ります。

○災害時相互応援協定を締結している愛知県小牧市との連携を強化するとともに、さらに連携できる都市との交流について検討します。

(2) 国際交流の推進

○南国市国際交流協会と連携して、市民と外国人の交流を深めていきます。

○市内在住の外国人が、暮らしやすい生活環境を整えるよう努めるとともに、外国人への支援に努めます。



いわぬま復興夏まつりオープニング



南国市国際交流協会による日本語教室